

☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。



国内募集型企画旅行条件書

1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は(株)くもとDMC(以下「当社」といいます。が)企画・募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供を受ける運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

Table with 2 columns: 旅行代金の額, 申込金(おひとり)

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。

※上表内の「旅行代金」とは第7項(3)の「お支払対象旅行代金」をいいます。

(2)当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しており、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込みの提出と申込金の支払いを行っていただきます。

(3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約の成立は、第21項の定めによります。

(4)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲で応じます。

(5)本項(4)の申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

(6)団体・グループ契約
①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者ごとの責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。を定めて申し込み募集型企画旅行契約の締結については、本項(6)の②～⑤の規定を適用します。

②当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

③契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。

④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は業務については、何らかの責任を負うものではありません。

⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3. ウェイトイングの取り扱い

(1)お申し込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお持ちいただいた期限を確認した上で、お客様を「ウェイトイングのお客様」として登録し、お客様申し込みを受けられるよう努力することがあります。これをウェイトイング登録といいますが、この場合でも当社は申込相当額を支払います。この時点では旅行契約は成立しておりません。なお、「当社が申し込みを承諾する旨を通知する前お客様よりウェイトイング登録の解除をお申し出があった場合」又は「お持ちいただける期限までに結果としてお申し込みを承諾できなかった場合」は、当社は当該申込金相当額を申し戻しいたします。

(2)本項(1)の場合における、ウェイトイング登録にかかるコースの予約成立は、当社がお客様のお申し込みを承諾できる旨の通知を行ったときに成立するものとします。

(3)お預かりした「申込金相当金額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

4. 申込条件

(1)20歳未満の方は、親権者同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2)ご参加にあたって特別な条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

(3)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)お連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮を必要とする旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態に申し出た場合も直ちに申し出てください)。あらかじめ当社にご案内申し上げます。旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。

(4)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

(5)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容は変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約の申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。

(6)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断書又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

(7)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けしてお受けすることがあります。

(8)お客様の都合により旅行の行程から離隔される場合は、その旨

および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要となります。

(9)お客様が他のお客様に迷惑及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるお客様と当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(10)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団企業、又は、総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11)お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りする場合があります。

(12)お客様が風説を流布し、偽計を用いる若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(13)その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)
(1)当社は第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

(2)本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。をお渡しします。

(3)第2項(3)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望するお問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況について説明いたします。

(4)当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

6. 旅行代金のお支払期日
(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目に当たる日(以下「基準日」といいます。よりも前にお支払いいただきます。

(2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社らが指定する期日までに支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は子ども代金となります。

(2)旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

(3)「お支払対象旅行代金」は、募集広告パンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項(1)の「申込金」、第3項(1)の「取消料」、第4項(1)の「運約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出した後の金額となります。

8. 旅行代金に含まれるもの
(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料。

(2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。

(3)パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記(1)～(3)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの
第8項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
①超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
②クーリーバッグ電報電話等通話料金、追加飲食費個人的負担の諸費用及びそれに伴うサービス料
③旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費

④1人部屋を使用される場合の追加料金
⑤希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
⑥お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料、食料金、交通費等)

⑦ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画に生じた運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容及び当社の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。))を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金を変更いたします。

①利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超過し増額又は減額される場合、当社はその増額または減額された金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

②当社は本項①の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

③第10項において契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、運約料その他の既に支払い、又はこれらに支払なければならない費用はお客様の負担となります。

④当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

12. お客様の交遊

(1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1,080円)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に關する費用を請求しております。)

(2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の該当旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解除
(1)旅行開始前
①お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申し込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨を、申し出いただいた時を基準とします。

Table with 3 columns: 旅行契約の解除期日, 取消料(おひとり), 右記日帰り旅行以外(夜行含む)

【宿泊のみご予約になった場合】
旅行を取り消された場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して、次の率により取消料をいただき戻金いたします。払戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。

宿泊当日、券面人数が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただきます。この場合、お申し込みの営業所等で所定の払戻しをいたします。

宿泊のみご予約で同一宿泊を連続でご予約の場合、初日(第1日)のみ取消料の対象となります。

ただし、宿泊のみであっても、特定の施設又は特定日(年末年始、ゴールデンウィーク等)の場合は別途パンフレットに定める取消料が適用となります。

2)取消料(宿泊のみご予約になった場合)
Table with 6 columns: 旅行開始後の解除期日, 当日, 前日, 2～3日前, 4～5日前, 6～7日前, 8～20日前

注)本項(1)の①の「旅行代金」とは第7項(3)の「お支払対象旅行代金」をいいます。

②お客様の都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の①の取消料が適用されます。

③お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア. 第10項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

イ. 第11項①の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき、ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社がお客様に対し、第5項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

カ. 当社は、本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、ご参加のお客様からは、1)室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。

キ. 当社は本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

(2)旅行開始後
①旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は、一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

②お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様の取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分を除くことが出来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、運約料その他の既に支払い、又はこれらに支払なければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除
(1)旅行開始前
①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていなかったことが明らかになったとき。

イ. お客様が病氣、必ず介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある認められたとき。

エ. お客様が、契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては、3日目)あたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。



国内募集型企画旅行条件書

カスキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはおそれ極めて大きいとき。
キ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

②お客様が第6項に定める期日までに旅行代金をお支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様が旅行に対して、第13項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

③お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき、
(2)旅行開始後

①当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
ア お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行継続に耐えられないとき。
イ お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行するその他の旅行者に対する脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
ウ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

②当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
③当社が本項(2)①のア、ウの規定により旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
④お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき、

15. 旅行代金の払い戻し
当社は、第11項の規定により旅行代金が減額された場合又は第13項及び第14項の規定により旅行代金が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内、に減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

16. 旅程管理
①当社はお客様が旅行の安全かつ円滑な実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
②お客様は、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあるとき認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を断念し受けられるために必要な措置を講じます。ただし、本項(6)の個人旅行プランを除きます。
③本項(1)①の措置を講じたにも係らず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
(2)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【添乗員同行プラン】
(3)添乗員同行表示コースには、全工程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
【現地添乗員同行プラン】
(4)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。

【現地係員案内プラン】
(5)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。当社は現地において当社が手配を行わせる者より、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。

【個人旅行プラン】
(6)個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項
(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りです。
(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられたも、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
②運送・宿泊機関等の自己もしくは火災により発生する損害
③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
④官公署の命令等によって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止
⑤自由行動中の事故
⑥食中毒
⑦盗難
⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

18. お客様の責任
(1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず、

②お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
③お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するもの、万一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、その生命、身体又は手荷物の上記に被る外なる損害については、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円〜20万円、通院見舞金として通院日数により1万円〜5万円をお支払いします。携行品にかかると損害補償金は、旅行者1名につき15万円を限度とし、1回の事故につき損害額が3,000円を超える場合は、当社は損害補償金を支払いません。また、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。

19. 特別措置
(1)当社が第17項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外なる事故により、その生命、身体又は手荷物の上記に被る外なる損害については、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円〜20万円、通院見舞金として通院日数により1万円〜5万円をお支払いします。携行品にかかると損害補償金は、旅行者1名につき15万円を限度とし、1回の事故につき損害額が3,000円を超える場合は、当社は損害補償金を支払いません。また、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。

(2)当社が第17項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
(3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
(4)ただし、日程表において、当社の旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日お客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
(5)お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、過失による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスノードライビング、極岳登山、ポプスレー、リージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

20. 旅程保証
(1)当社は、次表を欄に掲げる契約内容の重要な変更(次①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を以て得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更によって当社の第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
(ただし、サービスの提供が行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
イ 戦乱
ウ 暴動
エ 官公署の命令
オ 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための措置
②第13項及び第14項の規定に基づいて旅行契約が解除されたことによる当該解除された部分に係る変更
③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金15%を乗じた額をもつて限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
(3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、本項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額と相殺した残額を支払います。
(4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金>

変更補償金支払が必要となる変更	件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場券の取扱い又は観光施設(レストラン等)の予約の取消等の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金へのの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本旅行の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した運送機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は等級その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち募集型ツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1: 旅行開始前とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。旅行開始後とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
注2: 損害発生が受け付けられた場合は、契約書面に定める損害賠償の額を以て、この表を適用する。この場合において、契約書面に記載された内容と契約書面に記載された旅行サービスの内容との間に差が生じたときは、それらの変更につき1件として取り扱います。
注3: 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
注4: 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は、第6号及び第7号に掲げる変更が、等級又は設備がより高いものである場合であっても、1隻乗船等又は1泊につき1件として取り扱います。
注5: 第4号の変更は、第6号及び第7号に掲げる変更が、乗車船等は1泊の中で複数生じた場合であっても、1隻乗船等又は1泊につき1件として取り扱います。
注6: 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によりします。

型企画旅行の名称、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社に申し出いただきます。
④通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発生した時に成立します。ただし、当社が、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
⑤通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。この場合、お客様は、提携会社のカードにより所定の広票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けず、この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
⑦携帯情報端末(iモード等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
⑧会員の通信機器に本項⑦に係る記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認いたします。

22. 個人情報の取扱いについて
(1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等サービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続きのため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑤当社及び当社との提携する企業の商品サービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見や感想のお願いのため、⑦アンケートのお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のため、利用させていただきます。
(2)本項(1)②、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を送信・宿泊機関、土産物店、当該クレジット会社に書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジット番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該サービスパンフレットに記載する旅行申込窓口にご出発の10日前までにお申し出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までに申し出ください。)
(3)当社はお客様から書面によってご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。利用する個人情報、当社が責任を保持して管理します。
(4)当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
(5)お客様は、当社の保有するデータに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は販売店となります。
(6)一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。
23. その他

(1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様に不要とする荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動中に注意した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
(2)お客様の便宜を図るとき土産物にご案内することがありますが、お買い物を断念しては、お客様の責任で購入していただきます。3. 旅行館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
(4)現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
(5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合においては、これが当社の責任に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様のご負担とさせていただきます。
(6)集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合は責任は一切負いかねます。
(7)事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰省が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しきれない場合は滞り滞り時間の短縮による補償にも応じられません。
(8)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(9)手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。
24. 募集型企画旅行約款について
本旅行条件書に定める事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
当社の旅行業約款ご希望の方は、当社にご請求ください。
25. ご旅行条件の基準
この旅行条件は、2019年9月1日を基準としています。
旅行代金算出の基準日は、各パンフレットに記載しています。(以上)

取扱い

株式会社くまもとDMC ツアープラザ上通
熊本県知事登録旅行業第2-260号
熊本県熊本市中央区通町10-1
TEL:096-276-6875 FAX:096-276-6895
総合旅行業務取扱管理者: 岡崎 秀直

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。旅行契約等に関してご不明の点がある場合、最終的には取扱管理者が説明いたします。